

要望書「21世紀日本のアーカイブズに関する要望について」

15全史料協第55号

平成16年1月30日

内閣官房長官 福田 康 夫 様

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会長 高 澤 正 良

21世紀日本のアーカイブズに関する要望について

内閣府では、昭和46年7月に国立公文書館が発足して以来、初めて、国立公文書館を始めとする我が国における公文書館に関する制度等の拡充・強化を図る方策を検討するため、平成15年4月に「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」を設置し、また同年12月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」をあらたに内閣官房長官のもとに設置されております。

これらの設置は、21世紀初頭に当たり、誠に時宜を得たものであり、私たち「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」(略称「全史料協」)は、心から敬意を表する次第です。

研究会では、6つの課題(国における公文書等の適切な管理と円滑な移管、制度を支える人材の養成、国立公文書館の体制整備、公文書等の電子化への対応、デジタルアーカイブへの対応、地方における公文書等の保存)を掲げ、「中間取りまとめ」及び「諸外国における公文書等の管理・保存・利用等にかかる実態調査報告書」を公表し、これらの課題のほかに法的整備の問題等をあわせて、直ちに対応すべき事項と中長期的に検討されるべき課題を報告されました。私たち全史料協は、このことを我が国における初めてのこととして、高く評価します。

懇談会では、今後、残された課題等が検討されるものと推察いたしますが、全史料協としましては、アーカイブズの管理、保存及び利用に係る制度が、研究会のこの画期的な報告を踏まえられ、内閣府において一層進展・充実されることを願っております。

つきましては、別紙のとおり、アーカイブズに関わる法的整備、アーキビスト養成制度及びネットワーク化に関わる事項について、要望いたします。

内閣府におかれましては、この要望に御配慮を賜り、21世紀の日本のアーカイブズの充実のため、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。

[別紙]

要 望 事 項

1 望ましい法的整備の在り方について

(1) 文書管理に関する法の制定と施策の確立

国及び地方公共団体の公文書等の発生から保存・廃棄に至るまでの文書管理と収集基準や公開基準なども包括した、一貫した文書管理に関する法を制定するとともに、それを実現させる施策を確立していただきたい。このことは、特に電子文書が普及しつつある今日、極めて重要な課題と考えます。

(2) アーカイブズを保護する基本法の制定と施策の確立

現行公文書館法においては、公文書館が民間所蔵のアーカイブズを保存する根拠規定が脆弱であり、また、企業・団体等においても、自らの資料を保存・管理又は委任する法的・精神的拠り所が必要であると考えられます。

そこで、国及び地方公共団体のみならず、企業・団体・個人で作成、保存しているアーカイブズを保護する基本法を制定し、それを実現させる施策を確立していただきたい。

(3) アーカイブズの保存利用機関設置促進の法的整備と施策の確立

地方公共団体・企業・団体等において、アーカイブズを適切に保存し利用に供するためのアーカイブズの保存利用機関設置促進に向けた法的整備を行うとともに、それを実現させる施策を確立していただきたい。

(4) アーキビストの配置を奨励する法的整備と施策の確立

アーカイブズを十全に機能させるアーキビストをアーカイブズの保存利用機関へ配置することを奨励するための法的整備を行うとともに、それを実現させる施策を確立していただきたい。併せて、公文書館法附則第2項の専門職員の特例に関する条項は、早急に削除する方向で検討していただきたい。

2 望ましいアーキビスト養成制度の在り方について

(1) 専門の大学院課程設置

アーカイブズに関する研究及びこれを基盤として専門職教育を行う専門の大学院課程を早急に設置していただきたい。このためには、新しい形態の大学院として注目されている専門職大学院や、複数の大学院が連携してつくる連合大学院など、

日本の専門職教育にふさわしい幾つかの可能性が考えられます。

(2) アーキビストのインターンシップ及び現職者研修制度の充実

アーキビスト養成は、大学院における専門職教育だけでは不十分であり、現場でのインターンシップや現職者の継続研修が伴って、はじめて専門職としての養成が達成されます。したがって、国立公文書館や都道府県及び市町村の文書館・公文書館等のアーカイブズの保存利用機関、全史料協・企業史料協議会等の団体が行っている現職者研修をさらに発展させる必要があります。特に国立公文書館においては、大学院における教育に対して積極的に協力・連携するとともに、自らは現職者研修の拠点としての機能を充実させることにより、日本におけるアーキビスト養成の中心的役割の一端を担っていただきたい。

(3) アーキビストの専門職資格認定制度の創設

専門職教育を担う大学院や現職者研修課程の設置・充実とあいまって、アーキビストの専門職資格認定制度を創設していただきたい。

(4) 「デジタル・アーキビスト」の養成について

いわゆる IT 専門家としての「デジタル・アーキビスト」の養成は、単独で考えるべきものではなく、広い意味でのアーキビスト養成の一環として行っていただきたい。

3 望ましいネットワーク化の在り方について

(1) 全国的な相互協力体制の構築

アーカイブズ目録情報やデジタルアーカイブ情報交換のネットワーク化のためには、アーカイブズの保存利用機関の相互の連携・協力体制が前提となります。我が国の現状では、国立公文書館主催の都道府県・政令指定都市等公文書館長会議や、全史料協、企業史料協議会、大学史資料協議会等が設立されていますが、これらを包括し、さらに記録管理学会等の学会や、未加入の機関を含めた全国的な相互協力体制の構築を検討していただきたい。

(2) ネットワーク化に係る標準化と作成機構の設置

目録情報やデジタルアーカイブのほかに電子文書を含めた情報交換のネットワーク化に関し、国際的な標準やガイドラインを踏まえ日本の事情を盛り込んだ標準化について検討し、作成するための組織を設置していただきたい。なお、その組織は、作成された標準等の改善を図る永続的なものとして設置することが必要であると考えます。

(3) 国際的な相互協力体制の一環としてのネットワーク化

情報交換のネットワーク化は、国際的な相互協力体制の一環として捉え、アジア、特に東アジア地域の情報交換のネットワーク化に貢献する観点から検討していただきたい。

